

年度末における自動車の検査・登録業務の混雑緩和について

例年、年度末（2・3月期）は、検査、登録の申請が集中するため窓口が大変混雑し、特に3月末下旬は申請が極度に集中し、事務処理に多大な時間を要しています。

今期は、例年よりさらに一層、迅速な審査処理となる手続き準備・正確な書類作成をお願いするとともに、下記事項に努め、状況が揃った申請から早めに前倒しを図り、検査、登録申請が滞りなく円滑に処理できるようご協力をお願いします。

記

1. 登録の申請

3月の繁忙期を迎えるに当たって、過不足のない申請書・添付書類を手数料納付書に記載の順に揃え、提出いただき、受付審査・登録審査の迅速化へのご理解・ご協力をお願いします。

特に、OCR申請書の記入漏れエラー及び誤読による修正処理等で時間がかからないよう正確な書類の作成をお願いします。

(1) 下取り車等の登録

会社内に保有している下取り車等で登録未了の自動車については、2月末までに手続きを完了するよう努めてください。

また、3月上旬に再度調査し手続き未了の自動車があった場合には、3月15日（金）までに登録手続きを完了するよう努めて下さい。

ナンバープレートの取り付け・変更を伴う登録申請については、封印取付け委託制度を十分理解し、可能な限り各種封印取付け受託者の名において施封するよう努め、支局封印上屋等構内への車両持込みを最小限とするようお願いいたします。

保安基準適合証の提出により新規登録を受ける申請について、可能なものは電子保安基準適合証での手続きを図り、迅速な審査に協力するよう努めて下さい。

(2) 解体届及び自動車重量税の還付

解体届と同時に行う自動車重量税の還付額は、申請日によって還付金額が変更することはありませんので、3月中旬までか、4月以降に行うようお願いいたします。また、解体届のみの場合も同様です。

(3) 委任状の発行

3月までに登録手続きを終えて欲しい旨の委任状を発行する場合には、有効期間を3月15日（金）までと明記して交付するように努めて下さい。

(4) 登録事項等証明書等の請求

現在（詳細）登録事項等証明書、自動車登録番号標再交付及び自動車検査証の再交付は、3月15日（金）までに行うよう努めて下さい。

(5) 登録OSS・登録代理人申請への理解

令和1年10月から開始した登録OSSについて理解を深め、申請代理（行政書士）を活用した申請書の作成・提出の導入を検討するよう努めて下さい。

特に、新車ディーラーを経由する新車・新規登録申請では、OSSを利用した申請（車庫証明との一括申請）を積極的に活用していただきますようご協力をお願いいたします。

(6) 交付書類の確認

交付を受けた車検証等書類は、記載を必ず確認したうえで、持ち帰り下さい。間違いに気付いた時には、直ちに申出いただきますようお願いいたします。

また、帰宅後など後日気付いた場合には、なるべくファックスを利用するなど早めに連絡して下さい。（この時期は、電話での問合せで混雑するため、かかり難くなっています。）

(7) 登録に関する電話での問合せ等

支局来場滞在者の抑制や待ち時間削減のため、窓口申請審査の処理を優先しています。電話での一般的な登録に関する問合せは、「自動車登録ヘルプデスク」（TEL050-5540-2045）による対応とさせていただきます。

相続などの特異な申請等に関する問合せで、石川運輸支局へ転送取次（コード番号037）も、窓口申請混雑時には、応答できない場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

2 検査の申請

(1) 継続検査の申請

- ① 申請は、書類を適切に交付するため持込検査を除き必ず事業場名の分かるクリップ又はクリアファイルに入れて頂くとともに、申請の方法ごとにトレーに提出されるようお願いします。

- ・OSS専用トレー（「OSS申請」）
- ・指定トレー（従来からの保安基準適合証による「紙申請」及び電子保安基準適合証を用いて紙の申請書等を併用するいわゆる「ハイブリッド申請」）
- ・持込検査トレー（「持込検査」による申請）

OSS申請・紙申請・ハイブリッド申請については、申請前の自動車検査証が紙自動車検査証による申請と電子自動車検査証による申請で事業場毎にクリップ又はクリアファイルに分けていただくか、電子自動車検査証の束を紙自動車検査証の束より上にしてクリップでとめて提出してください。

OSS申請については、連絡票に指定整備工場コード、電子自動車検査証及び紙自動車検査証の申請件数を記載いただき申請書類束の一番上に添付してください。

電子自動車検査証による持込検査については、電子自動車検査証を申請書類の一番上に添付してください。

- ② OSS申請の際には、電子保安基準適合証の入力誤り等により処理に遅延が発生しますので、「自動車検査証」の記載内容と同一の入力に努めてください。（以下、遅延理由）

- ・「-」（ハイフン）と「ー」（長音記号）の入力誤り
- ・住所の「石川県」を省略した入力
- ・略号を用いた入力（(株)（有））

- ③ OSS申請については、石川運輸支局の継続検査受付時間外では審査等の処理が行われません。このため、土日祝日の申請や午後4時以降から受付時間までの申請については処理がされておらず、申請直後の継続検査受付時間になってもすぐには自動車検査証の交付ができません。また、審査後にOSS申請が却下となる場合や関連システムとの通信障害が発生する場合もございますので、OSSポータルサイト等から交付可能な状況をご確認のうえ、自動車検査証の交付手続きに来訪されますよう努めてください。

- ④ 顧客の自動車検査証の有効期間を把握し早期の入庫勧誘に努めて下さい。特に、自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前から検査を申請しても、更新される有効期間は短縮されないことを説明し、3月に有効期間が満了するものは出来る限り、2月中に申請

されるようご協力願います。また、4月以降の有効期間のものはできる限り4月以降に申請して頂くようお願いいたします。

一方、顧客が有効期間を短縮する意向がないにもかかわらず、有効期間の満了する日の1ヶ月前よりも前の日に当支局窓口へ申請、又はOSS申請をした場合は書類の返付、OSS申請の却下など対応に時間がかかりますので申請日に注意をお願いいたします。

なお、有効期間を短縮したい場合は、継続検査申請書の⑰処理制限欄に「5」を記載願います。

- ⑤ 継続検査申請書（OCRシート）の読み取りは、エラー及び誤読が多くOCR処理に時間がかかりますので、丁寧に記載するようお願いいたします。また、OCRシートはコピーしたものは使用しないで下さい。

・ハイブリッド申請の場合の注意点

整備工場コード欄及び走行距離計表示値欄は記載不要です。

・紙申請の場合の注意点

⑳証明書指示欄に必ず「1」を記載してください。

・持込検査の場合の注意点

⑳証明書指示欄は空欄としてください。

走行距離計表示値欄は記載不要です。

- ⑥ 申請書類については、基本的に申請順に処理することとしておりますが、関係書類の記載誤りや継続検査申請書（OCRシート）が丁寧に記載されておらず機械による誤読が多い場合は、申請順に処理できない場合があるとともに、書き直しをお願いする場合があります。また、申請の方法ごとに処理する順番を変えておりOSS申請を優先して処理しております。ご理解とご協力をお願いいたします。

- ⑦ OSS申請は、午前8時40分（電子自動車検査証による申請は午前8時50分）～12時、午後13時～16時の間に交付が可能です。紙申請及びハイブリッド申請は、受付時間（午前8時50分～11時45分、午後13時00分～15時45分）を厳守するとともに、比較的混雑していない時間帯（午前8時50分～午前10時00分、午後1時00分～午後2時00分）に申請するよう努めて下さい。また、窓口へ提出する際は、書類の順番を指示どおり揃えて下さい。

（2）新規検査等の申請

月末に集中しないよう計画するとともに、1日の申請件数を平均化されるようご協力願います。

また、3月25日から3月末までの予備検査の申請は、真にやむを得ない場合を除いて行わないようにお願いします。

(3) 検査登録手数料等のクレジットカードによる一括決済（キャッシュレス決済）を利用した申請

キャッシュレス決済を利用する場合は、支払者が事前に「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」により決済情報を登録するとともに、以下のとおりキャッシュレス決済利用である旨の記載をお願いします。

- ① 紙申請及びハイブリッド申請については、継続検査申請書（OCRシート）の余白部に「キャッシュレス」の記載をお願いします。
- ② 持込検査による申請については、自動車検査票に以下の記載をお願いします。
 - ・「キャッシュレス決済」
 - ・「支払受付番号」
（お支払い情報登録サービスにより17桁が通知）
 - ・「業務種別」（新規、継続等の検査の種別）

(4) その他

- ① 電子自動車検査証交付の際にお渡しする「自動車検査証記録事項」を確実に使用者へお渡しいただきますようお願いいたします。
- ② 構内は大変混雑しますので、車両運搬車に積載しての受検車両の搬入はできる限り行わないようにお願いします。
- ③ 検査を受ける場合は、点検整備を確実に実施し、再検査の防止に努めて下さい。
- ④ 検査の予約は適切に行ない、やむを得ず予約した日に受検できなくなった場合には、必ず前日の午前中までに、予約の取消しを行うようお願いいたします。
- ⑤ 予約した枠ごとの受付時間は、円滑に検査業務を遂行するため厳守下さい。なお、検査が12時を回る場合は、1～4コースの検査を優先させていただきますので、測定については午後から実施する場合があります。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。
- ⑥ 受検の際は、場内の各標識等に従い交通事故の防止をお願いします。

各位

電子車検証等の内容訂正に係る連絡について

北陸信越運輸局石川運輸支局登録部門

日頃より、当運輸支局登録業務について、ご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、受け取った電子車検証等の内容の間違いに気付かれた際は、大変恐縮ですが、すぐにご連絡いただきたいのですが、月末や年度末となる2月・3月などは、自動車検査・登録に関する問い合わせが増え、電話がつながりにくくなります。

つきましては、当運輸支局登録部門までファックスにて連絡をいただければ幸甚です。

(裏面「FAX連絡票」(例)も利用ください。)

なお、その他のお問い合わせについては、引き続き下記ヘルプデスク電話番号をご利用ください。

また、月末、年度末の申請等手続き集中期間を避け、お早目に手続きくださいますようお願いいたします。

記

TEL:050-5540-2045

自動車手続きヘルプデスク

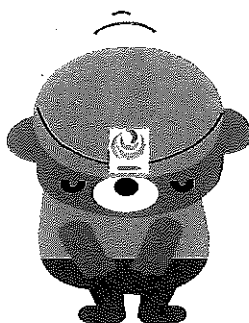
音声ガイダンスが流れましたら

037 をプッシュください。

オペレータが対応しますので、

登録部門への取次の旨、お申し出く

ださい。



FAX:076-208-6002

※ 支局代表電話番号(076-208-6000)に、おかけいただいても登録部門へは転送できないため、電話をかけ直しいただくことになります。

F A X 連 絡 票

宛先 北陸信越運輸局石川運輸支局登録部門 行

FAX 076-208-6002

電子車検証等の訂正連絡

交付された電子車検証等の記載が間違っていますので、訂正願います。

登録申請日 (交付日)	年 月 日
登録番号 (ナンバー)	石川 金沢
申請登録種別 (○をつけてください。)	新規登録・移転登録・変更登録・記載変更 予備検査・その他
① 電子車検証の場合は欄外 (右上) の12桁の番号 ② 登録識別情報等通知書 (一時抹消証明書) など電子車検証以外の場合は欄外 (左上) の5桁の番号	
訂正箇所の概要 誤) 正)	欄 (例:所有者住所欄など)
電子車検証等の差替え方法 月 日に訂正前の車検証等を石川運輸支局の窓口に持参します。	
連絡先 社名等: 担当者名: 電話番号:	